

# 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業 運営規程

医療法人 京都翔医会 西京都病院

## （介護予防）訪問リハビリテーション 運営規程（第 11 版）

### （事業の目的）

第 1 条 この規程は、医療法人 京都翔医会 西京都病院が開設する「訪問リハビリテーション事業所」（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士等が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

### （運営の方針）

- 第 2 条 利用者の要支援、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
- 2 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
  - 3 サービスの提供に当たっては、当該医療機関の医師及び当該医療機関に対して訪問リハビリテーションの指示を行った主治医の意見、利用者の希望、心身の状況等を踏まえながら、訪問リハビリテーションの目標を達成するために具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
  - 4 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう助言または説明を行う。
  - 5 サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
  - 6 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人 京都翔医会 西京都病院 訪問リハビリテーション事業所
- (2) 所在地 京都市西京区桂畑ヶ田町 175 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業員の管理及び事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握や、その他の管理を一元的に行うものとし、また医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

- (2) 従業者

医師 1名以上

理学療法士等 1名以上

理学療法士等は医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）の作成、サービスの実施、報告を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日及び祝日を除く毎日。（但し、12月31日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。土曜日は午後1時までとする。

(訪問リハビリテーションの利用内容及び利用料金)

第6条 理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、精神面では、知的能力の維持改善等を医師の指示に基づき行う。

- 2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領分以外の場合は介護報酬額の相当額とする。
- 3 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、京都市西京区全域とする。

(緊急時・事故発生時等における対処方法)

- 第8条 サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに利用者の主治医、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をする。
- 2 理学療法士等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者に報告をしなければならない。
  - 3 万が一何らかの事故等が起こった場合、適切な対応を行うとともに、利用者の保険者である市町村、利用者の家族等に連絡する。

(虐待の防止について)

- 第9条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 虐待防止に関する担当者を選定。
  - 2 成年後見人制度の利用を支援。
  - 3 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 4 虐待防止のための指針の整備をする。
  - 5 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施。
  - 6 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

- 第10条 サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
  - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
  - 4 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 5 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - 6 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等について)

- 第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(従業員の就業環境の確保について)

第 12 条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。事業所内、利用者のご自宅等において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える次の各号の行為は組織として許容しない。

- 2 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- 3 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- 4 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及び家族等が対象とする。
- 5 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
- 6 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 7 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(その他の運営に関する重要事項)

第 13 条 事業所の医師及びその他の従事者は、社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、その他のサービス事業所及び介護保険施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行います。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、(訪問リハビリテーション)に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に関する事項は、医療法人 京都翔医会 西京都病院が定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。